令和4年(行ツ)第131号 選挙無効請求事件 令和5年1月20日 第二小法廷判決

主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告人兼上告代理人山口邦明、同國部徹、同三竿径彦の上告理由について

論旨は、令和3年10月31日に行われた衆議院議員総選挙のうち東京都選挙区 及び南関東選挙区における比例代表選出議員の選挙について、衆議院比例代表選出 議員の選挙に関する公職選挙法の規定は憲法に違反しており、これに基づいてされ た上記各比例代表選出議員の選挙は無効である旨をいう。

しかしながら、令和4年法律第89号による改正前の公職選挙法13条2項及び別表第2、86条の2並びに95条の2が憲法14条1項、15条1項、3項、43条、44条、47条等の憲法の規定に違反するものでないことは、最高裁平成11年(行ツ)第7号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年(行ツ)第8号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1577頁の趣旨に徴して明らかである。

論旨はいずれも採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明)